

# 休日の部活動の段階的な地域移行について

新潟県教育庁保健体育課学校体育指導係 副参事・係長 志田 哲也様

令和2年に文部科学省等は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示し、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していくこととしました【資料1】。

## 現在の部活動の維持は限界

教員の多忙化を背景に、心身の不調を訴える教員が増加するなど、今後、質の高い教育の維持が困難な状況となる中で、休日の部活動指導に負担を感じる教員も多くなっています。

公立学校教員には残業手当が支給されないため、教員は少額の手当のみで休日の部活動を指導している実態があります。このように、現在の部活動は、大部分を教員のボランティア的な取組によって支えられている現状があります。この状況で現在の形での部活動を維持することには限界があり、今後は持続可能な形に切り替えていく必要があります。

## 改革は生徒の幸せを最優先に

一方で生徒や保護者の視点では、部活動には様々なニーズがあります。全国大会を目指して高度に競技力向上を目指す生徒もいれば、体力を身につけることや、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的とする生徒もいます。

しかしながら現在の部活動の現状として、専門的な指導が可能な顧問が必ずしも各学校に配置されていないこと、生徒数の減少により単独校でチームが組めない場合が増えていること、楽しく活動をしたい、学習も頑張りたいと思っても、休日の活動時間が長いことで叶えられない場合もあるなど、個々のニーズに必ずしも応えることができていない状況があります。

県教育委員会としては、部活動改革の方向性について、まずは生徒の幸せを最優先に、生徒の活動をより良いものとすることを目指し、その結果、教員の働き方改革も進むような制度設計

をしていく必要があると考えます。

## 部活動に代わる地域の活動とは？

【資料2】は、休日に学校で部活動が行われなくなった際の「地域の活動」の全体像です。生徒は、この表に示された活動の中から、自身のニーズに応じた活動を選択することになります。また、いずれの活動にも参加しないことも可能です。

## 地域運動部活動の準備を進めています

現在各地域では、市町村教育委員会を中心に、それぞれの地域のニーズや

実情に応じ、地域が持っている資源を生かした、地域運動部活動の実施に向けた準備を進めています。

この活動は、平日の学校部活動と連携した活動として、「運動したい生徒すべてが参加可能な、競技力向上のみを目的としない運動機会の確保を目的とし、総合型地域スポーツクラブや市町村競技協会等が運営する活動です。」

その運営方針等の決定に際しては、学校や保護者等を交えた検討会議の開催が必要であると考えます。地域のニーズに合った制度設計のためには、保護者の皆さんの意見の反映が不可欠であるので、是非とも意見を述べていただければと思います。

## 受益者負担が基本になります

これまでの学校部活動は学校教育の一環として無償で提供されてきましたが、地域移行後は学校の活動ではなく、指導者の報酬、保険料、会場使用料、用具代などについては受益者負担が基本

になります。現在、負担に見合った活動を提供できるよう、関係団体等が準備を進めているところです。

また、受益者負担が発生することによって運動機会を奪われる生徒が出てくることは防がねばなりません。スポーツ庁は今後、必要な財政支援について検討するとしています。

## 学校部活動の現状は？

教員の働き方改革に伴う業務の精選が進んでいることに加え、ほとんどの中体連主催大会は夏の全国大会に向けた予選会で終わることもあり、秋以降の部活動は、活動が極めて制限される状況にあります。今の時期、多くの学校で平日の活動時間は1時間程度という現状があります。

このような状況で、もう少し活動したい、専門的な指導を受けたいという生徒のニーズは少なくないため、学校部活動と並行して、地域のクラブチーム等への参加が増え、活動が活性化

するなど、徐々に地域移行が始まっている様子も確認できます。また、先行的に地域運動部活動をスタートさせる市町村も増えてきています。

## 最後に

今回の部活動改革の流れでは、教員の働き方改革が前面に出されたこと、受益者負担が発生すること、また急激な変革となること等について、保護者の皆様には少なからず違和感や不安感をお持ちであると拝察します。

今後は、保護者の皆様をはじめ、多くの関係者の皆さんの意見を参考にしながら、生徒目線で、生徒の幸せを実現することを最優先に、中学生の新しいスポーツ環境の整備を進めてまいります。

なお、各地域における検討状況や準備の進捗状況等については、随時、各市町村教育委員会から情報が発信されることになっております。

### 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

**部活動の意義と課題**

- 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

**持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要**

**改革の方向性**

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

**具体的な方策**

**I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）**

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保（育成・マッチングまでの民間人材の活用や、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

**II. 合理的で効率的な部活動の推進**

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。  
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

【資料1】

### 休日の部活動の地域移行後の、中学生の運動機会

活動の種類（運営主体）	活動の目的	予想されるメリット・デメリット	
民間のクラブチーム (アルビ、JSSなど)	◇選手コース ◇トップチーム	競技力向上	【メリット】プロ指導者による専門的指導の下での競技力向上 【デメリット】・経済的負担大・時間的負担大・地域間格差大
	◇普及クラス	運動機会の確保	
地域のクラブチーム (スポ少、市町村協会、NPO、町道場など)	競技力向上 > 運動機会確保	【メリット】地域での活動のため移動等の負担が比較的少ない 【デメリット】ニーズに応える活動がない可能性	
県協会主催の活動	◇国体強化 ◇年代別強化	競技力向上	【メリット】学校部活動から独立した強化活動が可能 【デメリット】移動手段の確保が困難
	◇普及	人材発掘 > 競技力向上	【メリット】中体連競技（種目）以外の普及が可能 【デメリット】移動手段の確保が困難
地域運動部活動 市町村教育委員会を中心に、運営主体（総合型地域SC、スポ少、市町村協会等）と連携した制度設計。兼職兼業による教員の指導可。	運動機会確保 > 競技力向上	本年度実施の、国事業のモデル地域において検証	

【資料2】

# 【Q&A】

●令和5年度から、学校の部活動はなくなるのですか？

なくなりません。準備ができた地域、種目から、徐々に休日の学校部活動を地域の活動に移行していきます。

●「地域の活動」とはどのようなものがありますか？

既存の、民間のクラブチーム(アルビレックス、NASなど)、地域のクラブチーム、県協会等の活動に加え、平日の部活動と連携し、教育委員会が学校や保護者等と一緒に運営方法を決定する「地域運動部活動」があり、これらの活動から自分のニーズに合った活動を選択できるようになります。

●「地域運動部活動」で保護者の負担は増えますか？

学校の活動でなくなるため、保険料や指導者の謝金等については基本的に受益者負担となります。また、活動場所への送迎や交通費の負担も増えることが予想されます。そのため、このような負担に応じた満足度の高い活動とする必要があると考えています。

●地域の活動には必ず参加しなければいけませんか？

参加するかしないかは自由です。また、平日の部活動と異なる種目に参加することもできます。

●休日の活動が地域での活動となった場合、大会参加はどうなるのですか？

現在、中体連主催大会は学校単位での参加を基本としています。令和5年度に向け、中体連は合同チームやクラブチーム単位での参加可否等について検討を進めています。

●地域の活動では、どのような人が指導するのですか？

指導者資格や教員免許をもちいる指導者、一定程度の研修会を受講した指導者、及び地域での活動の指導を希望する教員等が指導します。

●文化庁も地域に移行するのですか？

文化庁も、運動部と同様に、段階的に地域の活動に移行します。